

第7章 良好な景観の保全・育成のために必要な事項

7-1 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

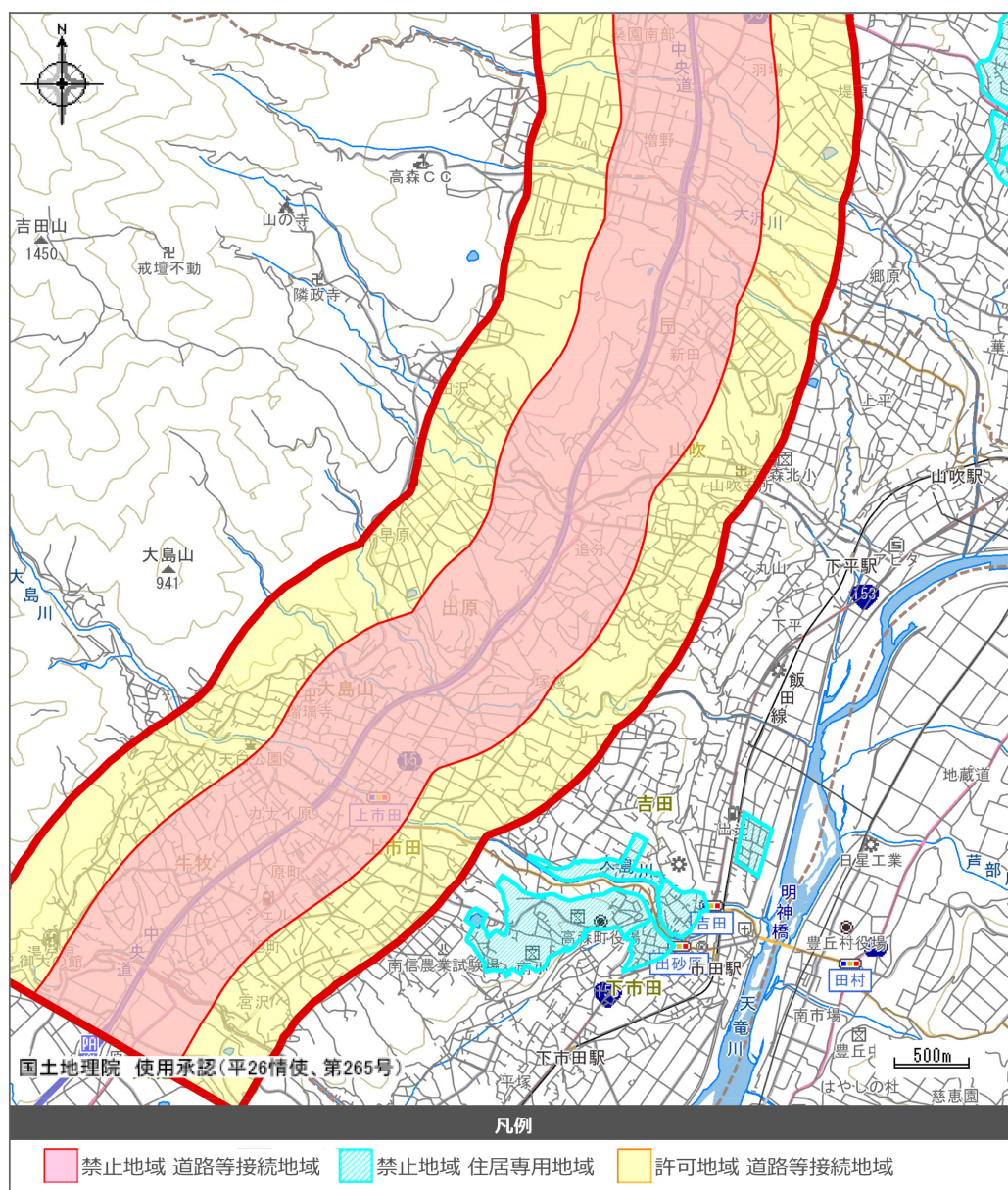
(景観法第8条第2項第4号イ)

適切な屋外広告物は、住民や来訪者等に多くの情報を与えるとともに、賑やかな印象やおもてなし感を与えるなどの効果があります。

しかし、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出は、良好な景観を阻害する要因ともなります。

現状では、「長野県屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為の規制が行われています。

高森町内では、「中央自動車道の両側 500m以内（一部地域を除く）」及び用途地域内の「住居専用地域」が「屋外広告物禁止地域」に指定されています。



参考：信州くらしのマップ（長野県）

■屋外広告物についての取り組み方針

当面は、長野県条例の周知と適切な運用により規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく高森町独自の条例やガイドラインを検討・制定し、町の実情に即した規制・誘導を目指します。

項 目	設置基準の考え方（参考案）
位置、形状、規模、意匠	○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、のぼりや旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路交差点付近に設置する看板類等については、できるだけコンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色 彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

7-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ)

道路や河川、公園等の公共施設は、町の景観を構成する重要な要素であり、周囲の自然環境や、まちなみと調和する整備や管理を行うことで景観育成に貢献します。

景観上重要な道路、河川、公園など公共施設について、施設管理者と協議のうえ、必要に応じて景観重要公共施設として指定し、まちづくりとの連携、景観に配慮した整備を推進します。

■景観重要公共施設の指定方針

景観的な配慮を優先的に実施することにより、地域の良い景観づくりの促進、誘導につながることを期待される公共施設について指定を検討します。

- 良好な景観を有し、町のシンボルとなっている河川等
- 賑わいと交流の軸となっている道路や良好な眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、擁壁などの土木構造物
- 多くの住民、来訪者等に親しまれているシンボリックな公園

〔景観に配慮した擁壁〕



〔月夜平大橋〕



〔天竜川と親水公園〕

